

生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程改正に係る新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 略 (職員等)</p> <p>第3条 事務局長は、生駒市<u>総務</u>部長をもって充てる。 2 事務局次長は、会長が指名した者をもって充てる。 3 事務局員は、生駒市<u>総務部防災安全課</u>の職員をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成21年11月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 略 (職員等)</p> <p>第3条 事務局長は、生駒市<u>建設</u>部長をもって充てる。 2 事務局次長は、会長が指名した者をもって充てる。 3 事務局員は、生駒市<u>建設部事業計画課</u>の職員をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成21年11月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>